

犬猫肉食禁止の立法を求める意見書

2019年7月17日

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館

環 境 省
大臣 原 田 義 昭 様
(TEL:03-3581-3351)

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

植田法律事務所

THEペット法塾代表

弁護士 植 田 勝 博

電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

犬猫肉食禁止法の立法を求める。

下記の通り犬猫肉食禁止法の制定を求める。

- 一 犬肉、猫肉を、食用とすること及びこれを目的とする殺傷をしてはならない。
- 二 犬肉、猫肉を食用とすることを目的として、犬猫の生体、犬猫の肉、これらの占有、保管、譲渡、輸送、輸入をしてはならない。

立法の提言の理由

1 犬肉飲食店と犬肉輸入

厚生労働省によれば、「日本国内で犬肉を提供する飲食店は厚生労働省としては軒数は把握していないが、一部のインターネット上のサイトを確認して、東京、大阪などに約50軒ある」との報告がある。(参議院予算委員会平成30年11月7日会議録・大島九州男参議院議員の質問に対する回答)

農林水産省の輸入肉の統計によれば、平成20～25年にかけて毎年犬肉が30トン程度輸入されている。輸入先の国は中国とベトナムからが主である（回答、同厚生労働省）。

2 日本の食文化

日本では犬猫の肉食をする習慣、生活、文化はなかった。日本は、江戸時代（1868年）まで肉食の文化は基本的になかった。仏教の殺生禁止の戒律や「転生輪廻」（人間や他の動物が生まれ変わる命の互換性）の思想によると考えられ、特に、日本では、江戸時代、将軍徳川綱吉の時代に、1700年以前から何回かにわたる「生類憐れみの令」が発せられ、犬猫、その他の動物に対する虐待や殺傷を厳しく取締り動物を保護する強力な規制がされた。江戸時代、江戸（現在東京）の西部の広大な敷地に犬の保護施設が作られて約10万頭近くの犬が保護されていたと言われる。

生類憐れみの令は、生活への大きな支障を生じさせたとの批判が強いが、イギリスの動物福祉法より遙かに古く、「世界最古の動物福祉法」言うことも出来る。

肉食が基本的に許容されるようになったのは、明治の欧米の肉食、いわゆる「すき焼き」文化の移入による。

3 日本の犬猫を家族として飼養する社会

日本では、犬猫は、家族あるいはコンパニオンと言われて長い。「犬猫は家族」として飼養する家庭は、2019年現在約1800万世帯に及ぶ。既に10年以上前から、15歳までの子供を持つ世帯約1500万を越えたと言われて長きにわたる。

日本人は、一般的に、犬猫肉を食べたことがないこと、家族として生活をする動物と考えられてきたこと、日本に犬肉飲食店があると聞くと驚く人が圧倒的に多い。

4 犬肉飲食店の問題

既にアメリカ合衆国や台湾では、犬肉飲食店を禁止する立法がされていると言われる。日本で、犬肉、猫肉の飲食店を許容すると次の問題がある。

(1) 日本では、犬猫は家族となっている動物であり、日本人には、犬肉、猫肉の飲食は、「虐待」、「むごたらしさ」の強い嫌悪感を思わせる。北田直俊監督の映画「アジア犬肉紀行」の映写会において、「残酷、残虐過ぎて、見ることができない」、「気持ちが悪い」として見ることを拒否する人達が出た。

(2) 現在、日本に外国人が移住、居住をし、犬猫肉を食べる人達がいるが、極めて少数である。

(3) 日本で、野良猫が急にいなくなったとか、犬猫の里親希望の中に「家族として飼いたい」との申出で、里親探しをする愛護団体から多数の犬猫を取得する詐欺行為が後を絶たないが、このような里親詐欺の犬猫の処分先に「三味線屋」、「実験動物業者」、「遺棄」などの推理がされてきたが、確たる証拠はつかめていない。しかし、犬肉飲食店で素材に使われることは容易に推認される。

ペット動物を肉食に使うことは日本人としては予想外のことで、犬猫を食用とすることは猟奇的で異常と考えることが一般的である。

(4) 中国、韓国では、それぞれオリンピックの時に犬猫肉食禁止の立法の声が挙がったが、犬産業と食文化を前提に禁止ができなかったと言われる。

5 現状では、「犬食・猫食レストランを運営することは法的には可能」という状況にあり、これを聞くと驚く人達は多い。日本には犬猫肉食禁止法がないからである。

家族同然の犬猫を食用とすることは、日本人には「虐待」、「むごたらしい」、「気持ちが悪い」、「野蛮」と答えて、強い嫌悪感を感じる人達が多数ないし圧倒的である。これらの共通の嫌悪感是一般的であるところ、そのような嫌悪感を与える気持ちは法益として保護することは必要である。

嫌悪感を保護法益として刑罰をもって禁止するのは、刑法のわいせつ図画の陳列や販売等がそれにあたる。

6 上記の通り、一般的に、犬肉飲食店が、「虐待」、「むごたらしい」、「気持ちが悪い」、「野蛮」など強い嫌悪感を与え、犬肉食についての生産、調理、食事は、

強い嫌悪感を与える。一般的に、残酷、「虐待」「みだりな殺傷」の犯罪行為として取締られるべき行為と考える人達が一般的である。

犬猫の飼主ら、野良猫の保護活動などをする人達にとって、犬や、猫や、犬猫肉が、犬肉飲食店など業者へのヤミ譲渡がなされることを強く危惧する。犬猫が盗まれたりして、肉食される恐れや怖さ、不安がある社会となっている。

中国、韓国では、犬肉産業と犬肉文化のために、犬肉食禁止の立法ができなかった。日本において、犬猫肉産業や犬猫肉文化のために、その禁止法ができなくなる事態は防ぐことが必要である。

上記により、早急な犬猫肉食禁止法の制定を求める。

以 上